

成年後見レポート

創刊号

令和8年2月発行



こんなときどうしよう?!

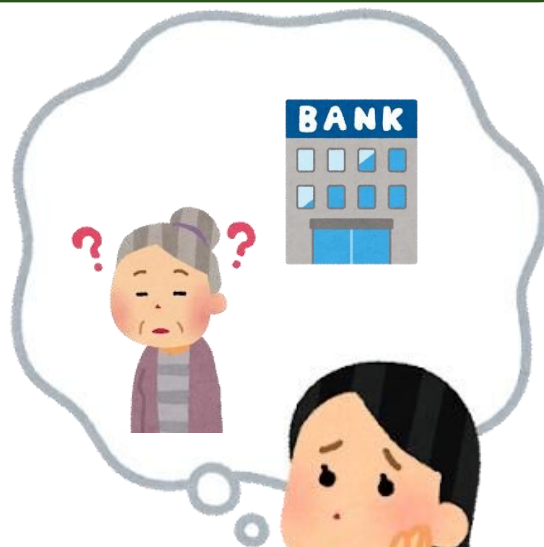
①知的障害の弟がグループホームに移ることになったAさん。

②認知症の母親が施設入所することになったBさん。

⇒どちらも初期費用が必要ですが、本人は定期預金の解約について理解が難しい状況です。そこで、家族が解約しようとしたら金融機関から成年後見人が必要だと言われました。



Aさん



Bさん

成年後見制度で
何ができるの?

裏面をご確認ください。

○成年後見制度に関する相談窓口

成年後見制度は認知症や知的障害、精神障害等で、判断能力が不十分な方の権利や財産を守るための制度です。その制度を適切に利用できる仕組みづくりや関係機関のネットワーク化を進めるために東大阪市成年後見サポートセンターが設置されています。

東大阪市内には、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターが22カ所、障害者の相談窓口である基幹相談・委託相談支援センターが8カ所あります。



成年後見制度を利用すると、代理権を付与された後見人等が、原則本人に意思確認のうえで、本人に代わって銀行での手続きや契約行為などを行うことができます。

Aさんの弟もBさんの母親も後見人が選任され、定期預金の解約手続きなどを本人の代わりに行いました。

その後、2人とも新しい住まいで生活を始められました。



成年後見人ができること



- ・収入と支出の管理
- ・預貯金の管理、解約
- ・不動産の管理、保存、処分
※居住用の不動産の処分は裁判所の許可が必要。
- ・入院や施設入所などの契約
- ・要介護認定や障害支援区分認定の申請などの行政上の手続き
- ・遺産相続の承認や放棄に関わる手続き
- ・日用品の購入を除く不要な契約の取り消し

報告

市民向け講座を開催しています

令和7年10月に市民向け講座を行いました。

元気な時から将来に備える
「任意後見制度」のことと
判断能力が低下した後に
利用する「法定後見制度」



について、2人の講師からお話いただきました。事例や動画も交えて、家庭裁判所での手続き、必要な費用や書類（戸籍謄本など）、留意点などの説明がありました。

参加者からは、「分かりやすかった」「時間が短いのもっと詳しく話が聞きたい」といった声がありました。

テーマ「知って安心！成年後見制度

～法定後見制度と任意後見制度～

講師 司法書士 平野 明紗子氏（リーガルサポートおおさか）
公証人 金木 秀文氏

情報

後見等事務報告書等の書式変更

家庭裁判所

後見人等は原則年に1回、家庭裁判所に事務報告を行います。令和7年4月からの変更で報告書は全国統一の様式となり、意思決定支援などの報告項目が追加されました。

用語説明

『意思決定支援』とは？

判断能力が不十分な人に必要な情報を提供して、本人の思いや考えを引き出し、本人が意思決定をするための支援のことです。ガイドラインが作成されています。



【お問い合わせ先】

東大阪市成年後見サポートセンター

〒577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13

東大阪市社会福祉協議会2階（平日8:45～17:15）

電話 06-4309-7589

メール higashiosaka-kouken@eos.ocn.ne.jp

東大阪市社会福祉協議会ホームページ

<https://www.heartnet-hoshakyo.org/index.php>



親族後見人コミュニティの活動

報告

令和7年9月に交流会を開催しました。今回は、オンラインと会場（東大阪市社会福祉協議会）の両方で参加いただきました。

後見事務の動画を視聴した後は、市民後見人の経験がある方を交えて、経験や気になることを共有しました。



案内

親族後見人コミュニティでは定期的に交流会や勉強会を開催します。決まり次第、親族後見人コミュニティにご登録の方にメール配信します。

親族後見人コミュニティの登録について

東大阪市成年後見サポートセンターでは親族後見人コミュニティを運営しています。

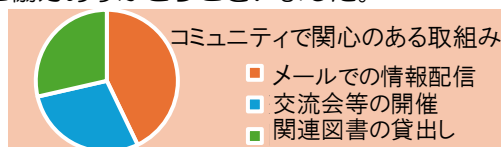
まだ親族後見人になるか分からない方もご登録できます。登録された方には研修会・座談会等（開催時）の情報をご案内します。

右の二次元コードからご登録ください。



親族後見人コミュニティ運営アンケート集計報告

取り組みについてアンケートを実施しました。いただいた声を参考に取組みを進めます。ご協力ありがとうございました。



読後アンケートのお願い

『成年後見レポート』をご覧いただきありがとうございます。情報を分かりやすくお届けするためにご感想を聞かせて下さい。





親族後見人等をされている方
これから親族後見人等になる方



親族後見人 コミュニティに

登録してみませんか？

後見活動に
必要なこと
を学びたい

専門職に
相談したい

後見人同士
で情報交換
したい

活動に関する
相談がしたい



まだ親族後見人になるか分からない方も
登録していただくことができます。

コミュニティにご登録いただいた方には、
研修会、座談会等（開催時）のご案内をさせていただきます。

Google フォーム URL

<https://forms.gle/WKDaoDy6edvFQvut5>

QR コードからメールアドレスを登録してください。
後日、成年後見サポートセンターよりご連絡します。



ご不明な点がございましたらお問い合わせください

東大阪市成年後見サポートセンター

〒577-0054

東大阪市高井田元町 1 丁目 2-13
東大阪市社会福祉協議会 2 階

平日 8 時 45 分～17 時 15 分

MAIL : higashiosaka-kouken@eos.ocn.ne.jp

TEL : 06-4309-7589